

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

杉田 博、牛田 宏

2 請求の受理

本件住民監査請求書は、令和6年7月12日に受理した。

3 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりであると認めた。

- ①木城町認知症カフェ事業の委託先4団体の申請状況を見ると、2団体（株式会社R E－P L U S、オレンジカフェ友愛クラブ）の受付けを確認できる受付印はなく、決裁すべき回覧もしていない、だれがこの事業者をいつ承認したのか不明のまますすめられ、公的資金が支払われている。
- ②各事業所の報告書において、オレンジカフェたかじょうは20通中8通が決裁の回覧がなく、オレンジ友愛クラブも13通中10通、株式会社R E－P L U Sは21通中10通、木城町社会福祉協議会は9通中8通決裁の回覧がない。
- ③事業要綱第4条により、相談業務に対応できる者として、医療又は介護の専門職を1名以上配置することとなっているが、オレンジカフェたかじょうとオレンジカフェ友愛クラブは組織内に専門職を配置していない。外部専門家による取り組みを行っているが、オレンジカフェたかじょうは、開設以来20回開催のうち10回のみ、オレンジカフェ友愛クラブは開設以来13回開催のうち10回しか外部専門家を配置していない。
- ④事業要綱第9条に「法人等は、事業実施後、事業内容等を木城町認知症カフェ事業実施報告書（様式第3号）により翌月10日までに町長に提出しなければならない」と規定されているところ、オレンジカフェたかじょうは、期限内に提出されていない。
- ⑤事業要綱第5条に「法人等は、事業利用者から料金を徴収しないものとする」と規定されているところ、オレンジカフェたかじょうは、第1回の認知症カフェ事業から地区外の参加者から1人100円を徴収している。報告書を見れば、明確に要綱に違反していることはわかるが、そのような違反行為に対する改善指摘もなく、現在も継続しており、あまりにもだらしない管理体制である。
- ⑥事業に係る経費等について、事業を実施した場合、町より委託料として1万円が支払われる。かかる経費（実費）が1万円以下であっても、1万円が支払われており、町民としては残金について疑念を抱く。公民館運営補助金と比較して、事業を行わなか

った場合等は補助金を返還することになり、この事業との不公平性を感じる。

⑦オレンジカフェたかじょうを視察した。併せて、公文書公開開示請求を行い、組織の会則を確認したが、内部統制が機能しておらず、組織ではなく個人の活動ととらえる
と政治活動を主たる目的としないことの条文に抵触している。

①～⑦のように、様々な問題が発生しているにも関わらず、福祉保健課は調査すること
もなく、放置していることに大きな問題がある。福祉保健課長以下担当職員の関係者
は、管理監督の立場にありながら、このような問題を処理解決せず、今日に至ってい
ることは職務怠慢と考える。当然、懲罰の対象であり、懲罰は必要である。また、こ
の事業に取り組んでいる組織に対し、要綱違反があったときから遡り、今まで支払わ
れた助成金の返還を命じ、今後の事業継続を中止すべきである。

第2 要件審査

1 請求の要旨①～⑥について

地方自治法第242条第1項の規定に合致していると認められる。一方で同法242
条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1
年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、
この限りでない。」と規定している。証拠書類として提出されたものには、1年を経過
しているものも含まれているが、その理由についての記載がない。

2 請求の要旨⑦について

地方自治法第242条第1項の規定では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方
公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について
の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めることとされて
いる。請求の要旨⑦については、事業者オレンジカフェたかじょう内部のことを問題と
して取り上げている。

したがって、請求の要旨①～⑥については、住民監査請求の対象となる令和5年4月か
ら令和6年3月の1年間について監査を実施することとし、請求の要旨⑦については、
住民監査請求の対象とはならないため、これを却下する。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

地方自治法242条第1項の規定に基づく監査請求の対象となる行為は、違法若しくは
不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

本件請求において請求人は、「木城町認知症カフェ事業について、取り組んでいる組織
は要綱違反をしており、その問題に対し福祉保健課は調査することもなく、放置してい
ることに大きな問題がある」と主張しており、財務会計上の行為である公金の支出自体の違

法性ではなく、公金の支出の原因となる行為である本件事業自体の違法性を主張している。

先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、原因行為を前提としてなされた財務行為の行為自体が違法となるのは、先行する原因行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する場合に限られると解するのが相当であるとされている（平成4年12月15日最高裁判決参照）。

そこで、本件事業に対する公金の支出自体の違法性だけでなく、本件事業について、著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存する程の違法事由があるかどうかについても監査を実施することとした。

2 監査の期間

令和6年7月13日から令和6年9月6日まで（結果通知の期限：令和6年9月10日）

3 監査の対象部署

福祉保健課

4 請求人の陳述及び証拠提出

令和6年8月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人から事実証明書のほかに証拠の提出はなかった。

5 関係人の陳述及び証拠提出

令和6年8月19日に総務財政課長、福祉保健課長、介護高齢者係長及び介護高齢者係の陳述を聴取した。木城町長から弁明書、証拠書類の提出があった。また、令和6年9月2日に関係人聴取及び関係帳簿・通帳等の確認を行った。

第4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

本件請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の認定

監査の結果、次の事実を認定した。

(1) 請求の要旨①について

木城町認知症カフェ事業については、申請が上がってきた事業者等について起案書にて決裁を行っている。契約締結伺いその起案決裁後に委託契約締結後、契約締結報告まで事務は適正に行われていることを確認した。（起案書を含む関連書類にて確認済み）
よって、不当ではない。また請求人は陳述の場において、事業実施要項第2条「町長は、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体（自治公民館を含む。）に事業の実施を委託することができる」について、オレンジカフェたかじょう及びオレンジカフェ友愛の代表が当時の公民館長でも何でもないと主張されたが、これは、団体には自治公民館を

含むという意味で書いてあるのであって、自治公民館に限定したものではない。現に、オレンジカフェたかじょう及びオレンジカフェ友愛については、地域の有志が集まって組織した団体であり要綱違反とはいえない。

(2) 請求の要旨②について

報告書については、当初報告書を課内で回覧したものをコピーし支出帳票に添付していた。支出帳票に報告書を添付し支出帳票決裁と同時に回覧とすることを可としていた。財務会計上の問題はなく、毎月の例月現金出納監査においてもその支出に問題が見られたこともなく、よってこれは不当な支出ではない。

(3) 請求の要旨③について

オレンジカフェたかじょうは、団体内に専門職がないので地域包括センター等への外部依頼で実施していたが、コロナ感染症等の影響もあり、毎月配置できるような状況にはなかった。オレンジカフェ友愛については、福祉保健課から承認された福祉施設職員が従事しているということであった。配置について外部依頼していたが、やむを得ず配置できなかった部分についてまでは不当とはいえない。

(4) 請求の要旨④について

令和5年度、実施報告書が期限内に提出されていない件数は、株式会社RE-PLUS 3件、オレンジカフェたかじょう 3件、木城町社会福祉協議会 1件であった。期限を過ぎた団体には、担当から報告書が未提出の旨連絡をしていたことを確認した。よって請求人のいう指摘指導していないとは言えず、不当ではない。

(5) 請求の要旨⑤について

オレンジカフェたかじょうについて、参加者からの1人100円徴収について聴取を行った。オレンジカフェたかじょうは、認知症カフェ事業を町地区公民館で実施しており、その際の取り決めで公民館使用料として1,000円/月・回を支払うことになっている。地区内の住民は公民館使用料が無料であるので、地区外からの参加者からのみ1人100円を公民館使用料として徴収していた。徴収簿も管理されていた。公民館使用料として徴収し、オレンジカフェたかじょうの会計に計上してあるが、要綱第5条に「法人等は、事業利用者から料金を徴収しないものとする。」と明記してある以上、不適切である。

(6) 請求の要旨⑥について

本事業は認知症カフェ事業を法人等団体で実施するための委託事業であり、請求人が主張する補助金や助成金とはその性質が違う。福祉保健課が委託料を1万円とした積算根拠は以下の通り。人件費、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、その他関係費用。

毎月の報告書には、要した経費としての金額の記載があったが、そのことについて関係人聴取を行った。すべてが需用費と使用料のみの計上であり、多くの事業所が少ない経費で運営していることを確認した。人件費についてはどの事業所も計上しておらず、

ボランティアで実施している。

地方財務実務提要（地方自治制度研究会）によれば、委託業務の対価として一定の金額を支払うことを約し、委託業務が適正に執行されるならば、経営努力の結果、受託者に余剰が生じるとしても、それはいわゆる企業努力として評価することも可能であり、法律上、この余剰金額が当然に返還されるものではないとしている。

2 判断

以上の監査結果に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

本件委託事業における委託費の支出については、本件委託事業の実施に必要な経費として適正に支出されていることから、違法・不当な公金の支出には当たらないと判断する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、福祉保健課に対し、次のとおり意見を述べる。令和4年度より木城町認知症カフェ事業が実施されているが、事業者に対して要綱等の説明が十分にされたとは言い難く、また指導助言等が一部足りていなかったと思われる。今年で3年目を迎えた事業であるが町民にとってはありがたい事業である。今後、高齢者の認知症は増加傾向にあることを考えればこの事業の継続は必要である。今後事業者が増えるように要綱の改正等も含め運営方法を検討し、より町民に受け入れられる事業となることを期待したい。